

# ラテンアメリカにおける米国企業のForeign Divestment～特にメキシコを中心に～

加 藤 達 男

## 目 次

- (I) はじめに
- (II) 米国企業に対するラテンアメリカの経済ナショナリズム
- (III) ラテンアメリカにおける米国企業の Foreign Divestment
  - (i) ブラジル、アルゼンチンにおける米国企業の Foreign Divestment
  - (ii) アンデス諸国における米国企業の Foreign Divestment
- (IV) メキシコにおける米国企業の Foreign Divestment
  - (i) 1876年～1910年
  - (ii) 1911年～1941年
  - (iii) 1942年以降
- (V) むすび

## (I) はじめに

Foreign Divestment (外国投資撤退, 以下 FD と略) の具体的な方法としては, 売却, 廃止, 接収ないしは国有化の三つに分類される<sup>(1)</sup>。

米国企業にとって接収ないしは国有化という手段でFDせざるをえなくなったケースは決して目新しいことではない。20世紀初頭からそのようなケースはみられるが, 発展途上国(特にラテンアメリカ)からFDせざるをえなかつたケースは1960年代になって顕著である。

ラテンアメリカにおける米国企業の Foreign Divestment～特にメキシコを中心に～ 経営史家のマイラ・ウィルキンズ (Mira Wilkins) 女史の計算によれば、1970年の米国の海外投資総額は G N P の約 8 %に達しているが、1929年および1917年には約 7 %であり<sup>(2)</sup>、ほぼ現在の比率に等しいという。現在の多国籍企業の規模と活動範囲は20世紀初頭とは大いに異なるにもかかわらず、このような比率が50年以上昔とあまりかわらない事実は注目に値する。

米国企業にとって、19世紀から20世紀初頭にかけての、いわば、多国籍化の走りともいいうべき国外進出は旧母国の英国を中心とするヨーロッパと米国南北に長い国境をもつカナダとメキシコの三つの地域が主な進出先であった<sup>(3)</sup>。その結果、現在世界各地で多国籍企業と発展途上国間で生じているコンフリクトが米国企業とメキシコの間に20世紀初頭にすでに生じている。20世紀以降のメキシコ政府の接収あるいは「メキシコ化」という手段を通じての米国企業の F D を強要してきた歴史はまさに発展途上国と多国籍企業のあつれきの歴史といっても過言ではないであろう。

そこで、本稿はまず、米国企業に対するラテンアメリカの経済ナショナリズムの正当性を主張する、ニューディペンデンス・セオリスト (new dependence theorists) 達の主張をサーベイし、次に、主として国有化または接収という手段で米国企業がラテンアメリカで F D を行なったケースをサーベイした後、メキシコでの米国企業の F D についてメキシコの外資政策と関連させて検討してみたい。

## （Ⅱ）米国企業に対するラテンアメリカの経済ナショナリズム

近年のラテンアメリカの米国企業に対する経済ナショナリズムはより明確な形をとるようになった。そのよい例は1972年の第12回 UNCTAD の理事会で採決された外国企業の接収・国有化に関する決議案であろう。この決議案はラテンアメリカ11ヶ国が共同で提案していたもので、その骨子は以下の通りである<sup>(4)</sup>。

- ① 各国とも国内の天然資源を自国の経済開発に利用する権利を持つ。
- ② 他国に支配された天然資源を回復するための外国企業の接収・国有化はその国の当然の権利として行なうことができる。

ラテンアメリカにおける米国企業の Foreign Divestment～特にメキシコを中心に～

③ その場合の手続きや補償額は接収する側が独自に決定できる。

④ 紛争が生じた時は自国の裁判所で処理できる。

②と③について、特に米国の資源関連の多国籍企業にとってショックシングな内容であるが、このような決議案が公けにされた理論的背景としては、近年、ラテンアメリカ出身者を中心とするニュー・ディペンデンス・セオリリストの活発な多国籍企業批判によるところが大であると思われる。

外国直接投資が投資受け入れ国の国際収支に及ぼす影響についての Gabriel Valdes の次のような主張はニュー・ディペンデンス・セオリリストが共通に抱いている見解のようだ。「ラテンアメリカにとっての外国直接投資とは過去、現在とも我々の大陸に投資された額の何倍もの額が米国へ持ち去られたということを意味している。」<sup>(5)</sup>

もう一人のニュー・ディペンデンス・セオリリストである Osvaldo Sunkel によれば、最近のラテンアメリカのナショナリズムの爆発は「長期にわたる耐えがたい外国人に対する一つの反応」<sup>(6)</sup> とみている。

また、ブラジルの政治学者、Helio Jaquaribe は「国家の発展 (national development) とは自国の資産を資源に対する自国の支配を最太限に達成するといった種類のもの」<sup>(7)</sup> であると考えている。

さらに、CEMLA<sup>(8)</sup> のエコノミスト Miguel S. Wionczek によれば、多国籍企業はラテンアメリカを工業国、特に米国の政治的・経済的従属に放置しておきたいとの欲求を持っていると主張しており、多国籍企業のラテンアメリカを従属関係にしておく努力をそが「外国民間投資とラテンアメリカ社会間で増大しつつあるコンフリクトの最も重大な要素」<sup>(9)</sup> であると断定している。

以上のようなニュー・ディペンデンス・セオリリスト達のラジカルな主張に対し、米国のラテンアメリカ経済論の専門家 Simon G. Hanson は直接投資についての米国とラテンアメリカの見解の相違がコンフリクトの発生の原因とみているようだ。彼によれば、米国はラテンアメリカの経済開発に加速をつける手段として直接投資を位置づけているが、一方、ラテンアメリカは「たとえ経済開発が遅くな

ラテンアメリカにおける米国企業の Foreign Divestment～特にメキシコを中心に～もうとも資源の現地支配の確立という政治目的に主たる関心がある。」<sup>(10)</sup> と考えている。

ラテンアメリカでの米国企業のFDを考察する際、長年にわたる米国企業の存在に対する被害者意識ともいべきラテンアメリカの経済ナショナリズムを見落すこととはできない。

### (Ⅲ) ラテンアメリカにおける米国企業の Foreign Divestment

長年米国の裏庭といわれてきたラテンアメリカの人口は現在約3億である。そのうち1/3の約1億人をブラジルが占め、その半分の約5,000万人がメキシコに住んでおり、またその半分のおよそ2,500万人がアルゼンチンに住んでいる。これらの国々にアンデス諸国の5ヶ国の人団約5,000万人を加えると以上の国々の人口で全ラテンアメリカの人口の70%以上を占めることになる。

外資政策の観点からこれらの諸国を分類すると、外資に対し規制のゆるやかな順に①アルゼンチン、ブラジル、②メキシコ、③アンデス諸国に区分することができるだろう。①グループは外資導入政策が基調であり、米国企業のFDは少ない。③グループはアンデスコードに基づくきびしい外資政策を実施しており、過去にも米国企業のFDは比較的多い。メキシコについては「メキシコ化」政策に基づく外資政策を実施しており、①グループと②グループの中間程度といってもよいであろう。メキシコについては(Ⅳ)で検討する。

#### (i) ブラジル、アルゼンチンにおける米国企業の Foreign Divestment

ブラジル、アルゼンチンの両国ともラテンアメリカ諸国の中でも外資導入に非常に積極的である。外国企業の国家経済に占める地位も大きく<sup>(11)</sup>、米国企業のFDもほとんどない。表1に掲げた米国企業のFDは外資の両国への流入に比較したほんのわずかである。

ブラジルでの米国企業のFDで主なものは次の二社の事例である。

##### (a) American and Foreign Power Co. (以下 AFPC と略)<sup>(12)</sup>

ラテンアメリカにおける米国企業の Foreign Divestment～特にメキシコを中心に～

表 1 ブラジル、アルゼンチンにおける米国資産の接収・国有化・その他の状況  
(1940年～1970年)

年	会社	国
1943～61	American and Foreign Power Co.	アルゼンチン
1959～64	American and Foreign Power Co.	ブラジル
1962～63	ITT	ブラジル
1963～67	Standard Oil Co. (N.J.)	アルゼンチン
1963～67	10 Other Oil Company	アルゼンチン

(出所) Truitt, J.F., *Expropriation of Private Foreign Investment*, Bloomington, 1974, pp. 157-158. 及び Baklanoff, E. N., *Expropriation of U.S. Investment in Cuba, Mexico, and Chile*, Praeger, 1975, p. 3. より

1959年、リオグランデドスル州にあるA F P Cの子会社 Campanhia Energia Electrica Rio Grandere の接収が A F P C にとってブラジルからの最初の撤退であった。これによってA F P Cとブラジル政府の協定は終了し、A F P Cのブラジルでの10の子会社すべての売却が終了したのは1964年であった。

(b) ITT<sup>(13)</sup>

1962年、2月16日、リオグランデドスル州の知事は同州内にある ITT (Companhia Telefonica Nacional) の全資産を接収するとの政令を公布した。接収に伴なう補償額の決定が遅れた大きな理由は1962年に米国議会でヒッケンルーパー条項が可決したことによる。しかし、相方とも満足すべき補償の暫定措置が1963年、1月、ITTとブラジル政府との間で合意に至った。

アルゼンチンでの米国企業の主なものはA F P Cと石油会社の事例である。

(a) AFPC<sup>(14)</sup>

アルゼンチンにおけるA F P Cの接収は第二次世界大戦中の1943年から始まり、紆余曲折を経て1961年、交渉による売却で解決した。

(b) Standard Oil Co. (N.J.) およびその他の石油会社<sup>(15)</sup>

1963年、11月15日、大統領 Arturo Illia は1958年～61年に外国石油会社に与えた石油探査と開発に関する契約を無効にした。当初 Antulio Pozzio (鉱業・

ラテンアメリカにおける米国企業の Foreign Divestment～特にメキシコを中心に～  
エネルギー大臣）は外国石油会社と再交渉する必要もなければ賠償する必要もないと言明していたが、 Y P E（国営石油会社）の総裁（稳健派と目されていた）は少なくも70万～100万ドルの賠償を石油会社に支払うと声明した。一方、米国石油会社は2億ドルの賠償金を要求して対立。1967年、 Ongonia 将軍の軍事クーデター成立後、米国石油会社と和解が成立。最高 Standard 社 4,200万ドルから Transworld Drilling 社の400万ドルの範囲で賠償金が支払われた。

アルゼンチンでは、1974年、外国銀行7行の国有化への移行措置がとられたが<sup>(16)</sup>、ペロン政権崩壊後の1977年には、外国銀行の支店新增設が全面的に認められるようになった<sup>(17)</sup>。

#### (ii) アンデス諸国における米国企業の Foreign Divestment

ユニークな共通外資規制、いわゆるアンデス・コードで注目されたアンデス諸国における米国企業のFDはボリビア、ペルーで多くみられ、コロンビア、エクアドル、ペネズエラでは少ない。チリはアジェンデ政権下で表3にみられるように数多くの外国企業の接收や国有化を行なったが、アジェンデ政権崩壊後は外資政策を180度転換、外資積極導入政策をとるようになり、1976年、10月にはアンデス・コードの規制を嫌ってアンデス・グループを脱退するに至った。その結果、現在（1978年9月）では、アンデス・グループ加盟国は5ヶ国となっている。

ペルーでの米国企業のFDは1968年、10月ベラスコ陸軍中将の無血クーデターによる政権獲得後、1975年、8月に無血クーデターでベラスコ政権が崩壊するまでの間に主として行なわれた。

##### (a) International Petroleum Co.<sup>(18)</sup>

Standard Oil Co. (N.J.) 系の International Petroleum Co. の所有するラ・ブレア・イ・パリナス油田はペルーの原油消費量の85%を生産する豊富な油田であるが、ベラスコ政権の成立とともに同政権は International Petroleum Co. の接收を行なった。同社は補償を要求したが、ベラスコ政権は同社の過去の不当利益を理由にこれを拒絶し、一時は米国政府がヒッケンルーパー法、砂糖法をもと

ラテンアメリカにおける米国企業の Foreign Divestment～特にマキシコを中心に～

表 2 アンデス諸国における米国資産の接收・国有化・その他の状況  
(1900年～1974年)

年	会社	国
1937	Standard Oil (N.J.)	ボリビア
1952	Patinó Mines and Enterprises, Inc.	"
"	Mauricio Hochschild, Sociedad Anonima Minera e Industrial	"
1962	American and Foreign Power Co.	コロンビア
1968	International Petroleum Co.	ペルー
1969	Gulf Oil	ボリビア
"	W.R. Grace and Co. (sugar plantation)	ペルー
"	Cerro de Pasco (agricultural estates)	"
"	ITT	"
1970	All-American Cables & Radio	エクアドル
1971	Mina Matilda Corp. (U.S. Steel and Phillip Brothers)	ボリビア
"	International Metals Processing Corp.	"
1974	W.R. Grace and Co. (industries)	ペルー
"	Cerro de Pasco (mines and smelters)	"
"	9 other companies	"

(出所) Sedwitz, W., "Prospects for Promoting Dialogue on Investment between the Developing and the Developed Countries," in Wallance, D. Jr. (ed.), International Control of Investment: The Dusseldorf Conference on Multinational Corporations, Praeger, 1974, p. 156. 及び Baklanoff, E.N., op. cit., p. 3. 及び Truitt, J.F., op. cit., p. 161 及び Ingram, G.M., Expropriation of U.S. Property in South America, Praeger, 1974, p. 110. 及び Goodsell, C.T., American Corporations and Peruvian Politics, Harvard University Press, 1974, p. 46. より

に援助打切り、砂糖買付停止などの経済制裁を発表するなど両国間の関係は極めて悪化した。

(b) ITT<sup>(19)</sup>

ITTの持株をペルー政府が買収することによりITTは国有化された。IT

ラテンアメリカにおける米国企業の Foreign Divestment～特にメキシコを中心にも～  
Tは売却資金で新 Sheraton ホテルおよび電話設備工場への再投資を行なった。

(c) Cerro de Pasco (mines and smelters)<sup>(20)</sup>

1960年代後半、米国系三会社 (Southern Peru Copper Co., Cerro de Pasco,  
および Nother Peru Mining Co.) でペルーの銅生産の83%，製錬銅の99%を占  
めていたが、ペラスコ政権は1974年、1月1日、Cerro de Pasco を接収した。

以上の3ケースの他、ペルーのあらゆる 経済分野で大きな地位を占めていた  
W.R. Grace and Co. の砂糖部門は1969年に、同じく工業部門では、1974年に  
接収が行なわれた。International Petroleum Co. のペルー側の一方的な接収で  
極度に米国・ペルー関係は悪化したが、チリの社会主義の実験が失敗に終った後、  
米国のペルーにおける影響力を立て直そうという米国側の希望が強く働いた結果、  
1974年3月両国間で補償問題の合意<sup>(21)</sup>がなされ、米国・ペルー関係は改善  
に向った。

ボリビアはペルーと並んでアンデス・グループの中ではナショナリズムの強い  
国である。1930年代に早くも Standard Oil Co. を接収しているし、1950年代に  
すず鉱山を接収している。これらの接収は他のラテンアメリカ諸国に先べんをつ  
けるものであった。

(a) Standard Oil Co. (N.J.)<sup>(22)</sup>

Standard Oil 社は1920年代、ボリビア南部で石油を発見していたが、1930年  
代の石油の供給過剰やメキシコ、ペネズエラでの利権を獲得したこともあるって、  
同社はボリビアでの新油井の掘採を中止した。その後同社のボリビアでの資産に  
についての協議が公式に始まったのであるが、1937年、ボリビア軍議会が同社の資  
産を掌握し、それらを新たに組織した国営会社に委ねた。

(b) Patinó Mines & Enterprise, および Mauricio Hochschild, Sociedad  
Anonima Minera e Industrial<sup>(23)</sup>

1952年時にボリビアのビッグ・スリーと呼ばれてい米系鉱山会社2社 (Patinó  
Mines & Enterprise および Mauricio Hochschild, Sociedad Anonima Minera  
e Industrial) とスイス・英国系の Compagnie Aramayo de Mines en Bolivie,

ラテンアメリカにおける米国企業の Foreign Divestment～特にメキシコを中心に～はすゞの生産でそれぞれボリビア全土の44%, , 25%, 7%を占めていた。これらのビッグ・スリーはタンクステンや銀・銅などの重要な鉱物の生産者でもあり、当時のボリビアの全鉱物の67%を占めていた。1952年、10月米系2社がボリビア政府により接収された。

(c) Gulf Oil<sup>(24)</sup>

1969年、10月オバンド政権は Gulf Oil のボリビアでの子会社を国有化した。同社は当時ボリビアの石油市場を80%押える巨大資本であり、補償額約 7,900万ドルは1973年10月より20年にわたって無利息で支払われることになった。

以上のケースの他、1971年には、Matilda 鉱山の国有化が行なわれ、その補償額として U.S. Steel Corp. と Engelhard Minerals & Chemical Corp. の両社にそれぞれ1,340万ドル<sup>(25)</sup>支払われることになった。

Gulf Oil 接収の補償は1973年から支払われることになっていたが、ボリビア政府は1973年になると新たに石油開発に外資を受け入れるようになった<sup>(26)</sup>。Union Oil of California にボリビア北部の Madre de Dios 盆地における 250万エーカーの土地探査、採油権を許可したもので、その見返りとしてすべての費用は Union Oil of California 社が負担し、パートナーは Y P F B (国営石油会社)となっている。

コロンビアでの米国企業のFDは1962年のA F P C のケースしかみあたらないが、1930年代のロペス政権(1934年—36年)下での新労働法<sup>(27)</sup>は「公益および社会的関心を動機」とする資産接収の権限を政府に付与したもので、当時の米国石油会社はその権限が実行されるのではないかと大いに心配したようである。

エクアドルでは、1970年の All-American Cables & Radio 社のケースと1977年の Gulf Oil 社の株式買取のケースがある。後者<sup>(28)</sup>については、エクアドル政府は Gulf Oil との協定により日産 210 万バレルの石油産業支配権を握った。同国の石油資源開発は米 Gulf 社 62.5%, 米 Texaco 社 37.5%の持株比率で操業されていたが、新協定でエクアドルの C E P E (国営石油会社)が Gulf 社の全株を買い取り、操業権を C E P E が握るというものである。

ラテンアメリカにおける米国企業の Foreign Divestment～特にメキシコを中心に～

表 3 チリにおける主要な介入・国有化等の状況（1970年11月～71年10月）

形 態	年・月	会社とその規模
1. 接 収	1970年11月	Fabrica de Paños Bellavista, Yarur 系ならびに W.R. Grace 所有の最大の毛織物会社、労働者1,250人。
2. 介 入	11月	Northern Indiana Brass Co. (NIBSA) の1子会社、主要な真ちゅう取付物・バルブ製造会社。
3. 介 入	11月	Ralston Purina の1子会社。
4. 株式取得	12月	CAP, チリ最大の鉄鋼会社。
5. 国 有 化	1971年 1月	チリの重要な石炭会社 (ラテン・アメリカ最大) Carbonifera Lota Schwager, チリ石炭の85%を産出、労働者9,800人。
6. 株式取得	1月	チリの民間商業銀行。
7. 国 有 化	1月	Lenera Austral, 繊維工場。
8. 国 有 化	1月	INESA, セメント工場。
9. 株式取得	2月	Zig-Zag, チリ最大の出版業者 (Ercilla を発行)
10. 株式取得	2月	R.C.A.
11. 株式取得	3月	Bethlehem—Chile Iron Mines, 最大の鉄鉱石生産会社の1つ。
12. 株式取得	3月	ARMCO Chile, 鉱業用粉碎球の指導的な製造会社。
13. 国 有 化	5月	Yarur の5大纖維工場。
14. 労働者占拠	5月	Ford Motor Co. の工場。
15. 株式取得	5月	LIPIGAS ならびに SERVIGAS, 2社とも民間液体ガス会社。
16. 労働者占拠	5月	14の纖維工場。
17. 株式取得	5月	Guggenheim 支配下の Anglo-Lautaro Nitrate Co., チリ硝酸塩のほぼ80%を占める。

長年の懸案であったベネズエラの石油産業国有化の問題は1976年、1月1日正式に国有化され解決した<sup>(29)</sup>。ベネズエラ政府は約40もの外国石油会社が所有していた約50億ドルの価値額の採油設備や各種のプラントを国有化し、その引き継ぎ、確認およびその管理維持を行なうことになった。ベネズエラ政府は民間石油

ラテンアメリカにおける米国企業の Foreign Divestment～特にタキシコを中心に～  
表3の続き

形態	年・月	会社とその規模
18. 株式取得	6月	Bank of London & South America (BOLSA); 8支店をもつ。
19. 介入	不明	El Melon ならびに Cerro Blanco, 2大セメント会社, 1964年で生産能力の約87%を占めた。
20. 株式取得	7月	Bank of America, 8支店をもつ。
21. 株式取得	不明	Cerro の Rio Blanco 鉱山, チリ第4位の銅鉱山。
22. 国有化	7月	すべての重要銅鉱山 (Anaconda, Kennecott 及び Cerro の諸子会社)
23. 労働者占拠	8月	Cervecerías Unidas, 酒造独占 (Edwards 系), ならびに INSA, 最大のダイヤ・パッテリニ会社 (General Tire 系)
24. 国有化/株式取得	9月	ITT, チリの大部分の電話施設を供給している電話会社。
25. 株式取得	9月	アメリカにおける General Motors のトラック組立工場。
26. 介入/国有化	9月	General Tire のチリ子会社, INSA, 最大のチューブ・ダイヤの製造会社。
27. 国有化	9月	General Cables Corp. (ニューヨーク) ならびに Fiat (ミラノ) 所有の MADECO; 最大の銅加工メーカー。
28. 国有化	9月	First National City Bank の8つのオフィス。
29. 国有化	10月	E.I. dupont の爆薬工場, 南アメリカ最大。

(出所) 中川信義「ラテン・アメリカにおける多国籍企業」尾崎彦朔・奥村茂次編『多国籍企業と発展途上国』東京大学出版会, 1977年, 172~174ページより抜粋。

会社に対して10億ドルをやや上回る補償金を支払うことになった。また, PETROVEN (国営石油会社) が石油産業の国有化に伴なって設立された13の企業を監督し, PETROVEN は年間資り上げ総額95億ドルに達する世界第9位の規模の企業となつた。

ラテンアメリカにおける米国企業の Foreign Divestment～特にメキシコを中心にも～  
アジェンデ政権以前のチリでは、米国企業のFDは1965年のA F P C<sup>(30)</sup>のチ  
リ政府への交渉による売却にみられる程度であったが、アジェンデ政権の社会主  
義を目指す政策に基づき1970年11月から1971年10月の間に表3にみられるように  
国有化等による米国企業のFDが急激に進んだ。Anaconda や Kennecott をは  
じめとする5大製銅会社はすべて国有化されたし、多くの製造業の分野での米国  
企業のFDが行なわれた。

しかし、1973年、アジェンデ政権崩壊後は1976年にチリはアンデス共同体を脱  
退、大幅な外資流入政策をうちだすに至った。チリ政府が現在掲げている目標<sup>(30)</sup>  
の一つは国営企業を外国人投資家に譲渡することである。これらの国営企業はその  
単位当たりの生産コストが高くて国内金融市場では到底買い手がつかず、売りに  
出されている23の国営企業の中には1億ドル以上の価額のついているものもある  
という。アルゼンチン、ブラジル型の外資積極導入政策で経済成長を達成しよう  
というのが現在のチリの目標であるといえる。

#### (IV) メキシコにおける米国企業の Foreign Divestment

19世紀の後半に米国西部諸州の開発が進むにつれ、東部諸州に本拠地を持つ米  
国企業が続々と西部諸州に進出してきた。それらの企業は米国西部への進出を済  
ませると、ディアス政権により平和と安定をとりもどしたメキシコへ進出するよ  
うになった。しかし、「これらの参入は外国への事業拡張とみるよりは、むしろ  
アメリカの経営者にとって、国内計画の一部にすぎなかった。」<sup>(31)</sup>といわれるよ  
うに米国企業にとってメキシコ進出は国外での経営という意識は少なかったよう  
だ。

現在の米国多国籍企業の興隆のいわば走りになったのはメキシコへの進出であ  
ったといっても過言ではないかも知れない。19世紀後半から20世紀初頭にかけて  
の米国のメキシコへの民間直接投資残高<sup>(32)</sup>は、1897年には、2億ドルで米国全  
体の投資額の1/3を占めた。1908年には約4億ドルで同じく米国全体の約1/4を  
占めていた。その後メキシコ側の外資締め出し政策や米国企業の規模の拡大、活

ラテンアメリカにおける米国企業の Foreign Divestment～特にメキシコを中心に～  
動範囲の拡張もあってメキシコへの投資比率は減少の一途をたどる。

米国の全世界への民間直接投資残高は大恐慌のあった1929年から1936年にかけてわずか減少がみられたが、その後は全般的に増加傾向を示している。一方、外資受け入れ国としてのメキシコは米国からの民間直接投資残高が1943年には1870年代の水準にまで低下している<sup>(33)</sup>。1924年から1943年にかけての大幅な低下の原因は1938年に行なわれた石油産業国有化にみられるようにメキシコ政府の強ナショナリズムの外資政策によるところが大である。19世紀後半から現在までのメキシコへの外資流入額の変化は外資政策の変化に密接に結びついていると考えられるので便宜的に次に三つの時期に分けてそれぞれの時期のメキシコの外資政策と米国企業のFDをサーベイしてみたい。

- (i) 1876年から1910年まで。この時期は独裁者ディアスの積極的な外資導入政策が基調であった。米国企業のFDは鉄道部門以外はほとんどみられなかった。
- (ii) 1911年から1941年まで。この時期は1911年に起ったメキシコ革命の影響が種々の経済政策に反映され、いわば、強ナショナリズム的な外資政策が基調であった。当時最も重要な石油産業で外国企業のFDがみられた。
- (iii) 1942年以降現在まで。この時期は米国との政治関係が改善され、再び外資を受け入れはじめた。部分的な外資導入政策が基調となっている。米国企業のFDは公共部門、鉱業部門を中心に着実に行なわれた。

#### (i) 1876年～1910年

ディアス登場以前のメキシコの状況をメキシコの歴史家 Howard Cline は次のように記述している。「およそ70年にわたってメキシコ各地が内乱の激痛におそわれていた。生産能力は言うに及ばず自国を養うこともできないほど生産は不振を極めた。この混乱が長く続くと思われたので、将来のための投資を行なおうとする人はいなかった。」<sup>(34)</sup> ディアスの貧困からの脱出手段は外国資本の積極的な導入であった。1877年、彼は鉄道建設者に補助金を出すという提案を行なった<sup>(35)</sup>。また、国内平和のためのルラーレス<sup>(36)</sup>の編成によって外人投資家に秩序

ラテンアメリカにおける米国企業の Foreign Divestment～特にメキシコを中心に～

表 4 メキシコにおける米国资産の接収・国有化・メキシコ化（1903年～1973年）

年	産業部門	形 態	関 係 会 社
1903～09	鉄 道	メキシコ化	Mexican Central Railway 及びその他 の諸会社
1936	農 業	接 収	プランデーション及び家蓄会社
1937	鉄 道	接 収	上記以外の鉄道諸会社
1938	石 油	接 収	Standard Oil (N.J.), Sinclair Oil Co., その他若干
1958	電 話	メキシコ化	ITT
1960	電 力	国有化	American and Foreign Power Co.
1961～72	鉱 業	メキシコ化	American Metal Climax, American Smelting & Refining Corp., Pan American Sulphur, Texas Gulf Sulphur, Anaconda Co.
1973	タバコ	メキシコ化	Liggett & Myers, Inc.

(出所) Baklanoff, E.N., op. cit., p. 44.

と安定、財産の保障を与えた。

ディアスの外資積極導入政策は米国やヨーロッパ諸国の帝国主義的利益と合致し、それらの国々の資本があふれるようにメキシコに流入してきた。米国については1897年の2億ドルから1911年には10億ドルを超えており、英國からの投資額は1886年1億6,400万ドルから1911年に約3億ドルと倍増しているし、フランスからの流入は1902年の約1億ドルから1911年には約4億ドルにまでなった。この結果、1911年には総投資額23億4,300万ドルのうち外資がその2/3以上を占めることになり、なかでも米国は45%を占め独占的な地位を確保するに至った<sup>(37)</sup>。

外資はメキシコ経済のほとんどの分野に進出したが、鉄道部門が一番顕著であった。1876年ディアスの大統領就任の年にメキシコにおける唯一の鉄道はベラクルス港から首都に至る約600kmであったが、1910年までに鉄道の延長は約2万4,000km<sup>(38)</sup>となり、ほぼ今日の鉄道網が完成した。鉄道網の完成は中央政府の各州への支配力の強化と国内市場形成に大いに役立った。バーノンによればこの

ラテンアメリカにおける米国企業の Foreign Divestment～特にメキシコを中心に～  
ような鉄道網の完成および1886年の各州間の地域関税の撤廃によってメキシコは  
「険しい地形と貿易障壁によって小さな市場に切り刻まれていた国が、商品の自  
由かつ容易に移動できる国へ転換した。」<sup>(39)</sup>

鉄道網の拡張に伴なって鉱山開発も活発に行なわれた。特に米国は1911年における投資の24%<sup>(40)</sup> をこの分野につぎこんだ。主なものは金、銀、銅、鉛で、銅は1904年に世界第二位<sup>(41)</sup>、銀は1902年に米国を追い抜き世界第一位<sup>(42)</sup> の産出国になった。1903年にはメキシコで最初の近代的な鉄鋼工場がモンテレーに作られ、8年後の1911年には6万トンの鉄鋼がここで作られるようになった<sup>(43)</sup>。

ディアスの三つの経済政策、①インストラクチャーの整備、②商品のための国内市場の開発、③国際経済とメキシコとの結合、は外国資本の積極導入で一応達成された。しかし、あまりにも過度の外資依存の結果、「1910年以前は農業と零細手工業を除いた資本蓄積のうち2/3は外国人のものであった。」<sup>(44)</sup> 「メキシコの国土の約1/7(7,200万エーカー)が外人所有であった。」<sup>(45)</sup>

ディアスによるメキシコの経済発展は伝統的住民の土地の譲渡や外人投資家の過度のメキシコ経済支配の上に成り立ったものであった。

メキシコで最初の外国資本の「メキシコ化」は革命政権によってではなく、ディアスの部下ホセ・イベス・リマントル財務長官によって行なわれた。鉄道、鉱山などへの過度の外資流入に対して高まりつつあった国民の不満を先取りしたものであった。彼の計画によれば、外資によって建設された鉄道の株式の過半数を国が所有することによってメキシコ国有鉄道に変えてしまうというものであった。

この計画は実行され、1909年にメキシコ政府は鉄道路線の1/2以上、主要幹線の2/3以上の権益を掌握し、操業を開始した<sup>(46)</sup>。主要鉄道は実質的には国有化されたのであるが、買収価格が満足すべきもので、米人投資家からは不平の声がでなかった<sup>(47)</sup>。

## (ii) 1911年～1941年

1904年に米国人に E.L. ドヘニーが、また1907年には英国人 W.D. ピアソンが

ラテンアメリカにおける米国企業の Foreign Divestment～特にメキシコを中心に～  
それぞれメキシコで石油採掘に成功し<sup>(48)</sup>、多くの埋蔵量が確認されるとメキシコはディアスの外資導入政策と相まって空前の石油ラッシュに見舞われるようになった。ドヘニーは Huasteca 石油会社を設立し、ピアソンは El—Aguila 石油会社を設立し、ここに米英両国資本によるメキシコの石油開発の基礎が築かれた<sup>(49)</sup>。

1911年、メキシコ革命によってディアスが追放されてからも石油生産は第一次世界大戦や新規の需要に支えられて急速に増大していった。その間、1917年に非常に社会主義的な憲法が公布されたが、外国会社への実質的な規制はまだなかつた。そして、1921年には石油生産量が1億9,300万バーレルに達し、生産量では米国に次いで世界第二位、輸出量では世界第一位となり、メキシコの輸出のほとんどを占め、G N Pに占める比率も7%であった<sup>(50)</sup>。当時、世界各地で勢力を及ぼしつつあったメジャーがこのような魅力のあるメキシコ石油に食指を動かしたのも当然で、1923年には Shell が El—Aguila を買収し、Standard Oil (N.J.) が Huasteca を買収した。また、Sinclair Oil of California などの米系石油会社が続々とメキシコに進出した。この内でも Shell と Standard と Sinclair がビッグ・スリーといわれ、外国石油会社の接收の2年前(1936年)には前二者でメキシコ石油生産の70%以上を占めていた<sup>(51)</sup>。これらの石油資本の進出でメキシコも新たに国際寡占体制下に組み入れられたのであるが、メキシコの石油生産量は1921年をピーク<sup>(52)</sup>にその後は急速に減少するようになった。この理由は新たに有望なベネズエラの油田の開発が進んだ等の種々の理由が考えられるが、何といっても一番大きな理由はメキシコ革命後のメキシコ政府の外資政策の変化であろう<sup>(53)</sup>。

1934年、カリエスの推挙によって大統領に就任した軍部出身のカルデナスは大統領の指名受諾に際してメキシコ憲法の精神に則り、かつ革命国民党の政策を実施することを誓ったが、それは単なる口約束でないことがその後まもなく明らかになった<sup>(54)</sup>。オブレゴンやカリエスは新憲法<sup>(55)</sup>の精神で政策に取り組んだが、農地解放はわずかしか行なわず、政治の混乱もみられ、新憲法は公布されたもの

ラテンアメリカにおける米国企業の Foreign Divestment～特にメキシコを中心にも～のその実施は遅々たるものであった。

土地改革の面では、カラサンサからロドリゲスに至る諸政権はおよそ 760万haを78万人に分配したのに対し、カルデナスは1,790万haを81万人に分配した<sup>(56)</sup>。これはその後の歴代の大統領の中でも最大の農地解放であった。この中には米国市民がメキシコで所有していた土地が含まれ、1941年に4,000万ドルの補償金で解決した<sup>(57)</sup>。

鉄道部門の「メキシコ化」は1903年～1909年にかけ達成されたが、1937年カルデナスは米英資本が握っていたフェルロカリーレス・ナショナル・デメヒコの49%の株式をメキシコ政府に強制的に譲渡するとともに、他の外資が支配していた鉄道会社も上記フェルロカリーレス・ナショナル・デ・メヒコが吸収してほぼ国有化を達成した<sup>(58)</sup>。

1938年、3月カルデナスは石油産業に従事する労働者のストライキ、賃上要求等をテコにして外国系石油会社の接収と国営石油会社(PEMEX)の設立にふみ切った。この措置は外国石油会社から猛烈な反発を買い、メキシコ石油ボイコットや技術者引き揚げ等の実力行使を招いた。

石油会社は世界的規模のマーケティング組織をもっていたが、メキシコ政府にはなかったので、1938年2月には2,500万バーレルの輸出実績が、接収一ヶ月後の1938年4月には30万バーレルに激減した。その結果、1938年の石油輸出量は前年の60%減であった。しかし、1939年7月になるとドイツの購入で200万バーレルの輸出量に回復した<sup>(59)</sup>。

カルデナスの石油産業国有化は外国石油会社の種々の妨害に見舞われたが、当時の国際環境は明らかにカルデナスに有利に動いていた。まず、米国の対ラテンアメリカ外交の基調であった「モンロー・ドクトリン」が撤回され、F.ルーズベルト大統領の「善隣友好政策」がうち出され、非介入の原則がはっきりしたことがあげられる。この政策のおかげでカルデナスは米国の軍事介入を招く懸念がなかった。実際、1937年にはメキシコより一足先にボリビアで石油産業が国有化されたが、米国はこれを黙認した。この事実はカルデナスを大いに勇気づけた

ラテンアメリカにおける米国企業の Foreign Divestment～特にメキシコを中心に～と思われる。次に、米国が第二次世界大戦に参戦する可能性が強くなるにつれ、石油ポイコットでメキシコを枢軸国側へ追いつめることは米国にとって不利という判断が働くことである<sup>(60)</sup>。1939年のドイツのメキシコ産原油の購入は米国を大いに刺激した。また、1921年当時輸出量世界一位を誇っていたメキシコも1930年代になるとラテンアメリカではベネズエラの石油生産が著しく上昇し、国際石油資本にとってメキシコは相対的に比重が低くなってきたことも見逃がせない事実であろう。

以上のような国際環境の下でメキシコの石油産業国有化は成功し、表5で示されているように、1940年5月1日には Sinclair Oil Group と750万ドルの補償金で、1942年4月18日は Standard Oil (N.J.) と約2,400万ドルの補償金で、また、1947年9月2日には約8,200万ドルの補償金で Shell とメキシコ政府の間で接収問題にピリオドが打たれた。

PEMEX は当初、技術・資本・マーケティング不足等から低迷していたが、1940年代になると序々に回復し、石油生産を高めて今日に至っている。PEMEX のような国営会社はその後各産業部門に増え続け現代メキシコの特異な混合体制を形成することになった。

### (iii) 1942年以降

カルデナスによって基礎が築かれたメキシコの国営会社主導型の混合経済は第二次世界大戦後、順調に発展の道をたどっている。石油産業国有化によって一時陥落になった米国・メキシコ関係も1942年メキシコが枢軸国へ宣戦布告したのをきっかけに友好関係が再び訪れるようになった。このような状況変化からカルデナスの非常に抑制的な外資政策はその後の大統領によって序々に緩和の方向へ進んだ。1954年、コルティス大統領は外資を新たな視点で見直し、「メキシコ化」政策に反しない外資は導入を認める政策を探ったので、外資の流入が再び活発になってきた。外資はメキシコ経済の中で補完的な役割を果たすことが要求され、新しい産業開発に貢献すべきであり、特に地域開発の促進、輸出振興に果す役割

ラテンアメリカにおける米国企業の Foreign Divestment～特にメキシコを中心に～

表 5 メキシコにおける外国系石油会社の補償要求額と解決額

会 社	補 償 要 求 額	解 決 額
Sinclair Oil Group	—	\$ 7,500,000
Standard Oil Co. (N.J.) 及びその他の諸会社	—	23,995,991
アメリカ系石油会社合計	\$ 200,000,000	31,495,991
Royal-Dutch Shell Group	250,000,000	81,745,991
総 合 計	450,000,000	112,745,991

(出所) Baklanoff, E.N., op. cit., p. 55.

が期待された。

戦後の主な米国企業の F D は次の通りである。

(a) ITT<sup>(61)</sup>

1958年 I T T とスウェーデンの Ericson との合弁会社である Telefonos de Mexico は「メキシコ化」政策に沿って現地の Trouyet ファミリーに株式支配権を譲渡した。Trouyet はしばらくは民間企業として事業を継続したが、1972年、メキシコ政府は同社の株式の51%を買収して国有化した。

(b) AFPC<sup>(62)</sup>

A F P C の子会社とメキシコ電力会社（米国系）の二社で1942年当時全発電能力の60%を制していたが、1945年～60年に設備近代化、急速な拡張に遅れをとり、1960年にはシェアは33%にまで低下した。一方、連邦電力委員会（C F E）のシェアは1945年の5%から40%に伸びた。米国系企業に対する慰留工作（電力値上げの工作）も1950年代にメキシコ政府からなされたが、それはメキシコ国民大多数の強硬な反対の呼び水として作用しただけとなり、また、1959年、キューバ革命の影響下にあって米系会社側もラテンアメリカにおける公共投資の不利をさとするようになり、1960年の国有化となった。A F P C の子会社は設備資産6,500万ドル、付帯設備7,000万ドルでメキシコ政府に譲渡された。

(c) Pan American Sulphur<sup>(63)</sup>

鉱業部門で「メキシコ化」された代表的な外資企業は Pan American 硫黄会

ラテンアメリカにおける米国企業の Foreign Divestment～特にメキシコを中心に～  
社の完全所有子会社であった Azufrera Panamericana S.A. である。同社は1955年設立のメキシコ最大の硫黄開発会社であったが、1966年10月メキシコ政府の政治圧力によって同社の67%の株式をメキシコ側に譲渡するよう勧告された。これに対し Pan American Sulphur 本社はメキシコ政府の買収要求を受諾し 4,950万ドルの支払いを受けた。この結果、Azufrera Panamericana S.A. の株式構成は、Pan American Sulphur 34%，メキシコ人民間投資家 23%，残りの 43%はメキシコ政府保有となった。その後1972年にエチエペリア大統領によって同社の Pan American Sulphur 所有の34%の株式をメキシコ政府が再び買収し完全に「メキシコ化」された。

(d) Liggett & Myers, Inc. その他のタバコ会社<sup>(64)</sup>

メキシコのタバコ産業は1972年11月4日政府系 Tabacos Mexicanos が設立される以前は Liggett & Myers Inc. その他の欧米系タバコ子会社によって独占されていたが、エチエペリア大統領はタバコ産業に従事している農民の生活安定向上を図る目的でこれらの欧米企業の「メキシコ化」を推進した。その結果、Tabaco Mexicanos はメキシコの全タバコ生産高の98%を独占するに至った。

## (V) むすび

メキシコを中心にラテンアメリカでの米国企業の主なFDをサーベイした結果次のことが明らかになった。

ブラジル、アルゼンチンでの米国企業のFDは、ITT, A F P Cとアルゼンチンの石油産業に限られ極て少ない。

アンデス諸国においても石油産業、A F P C, I T TのFDが多くみられたが、それらに加え鉱山業の米国企業のFDが多くみられる。

メキシコにおいても、A F P C, I T Tの他鉄道、石油といったところが米国企業のFDの中心である。

ラテンアメリカにおいては石油産業はほとんどすべての国で国有化されている。石油産業の国有化は中近東の産油国ばかりでなくラテンアメリカ諸国にとっても

ラテンアメリカにおける米国企業の Foreign Divestment～特にメキシコを中心にも～政治的独立のための必要条件のようである。鉱山業については、ブラジル、アルゼンチンを除く多くのラテンアメリカ諸国で米国企業の F D がみられる。ただ、アンデス諸国とメキシコでの違いはメキシコでの米国企業の F D は「メキシコ化」政策に沿ってかなり計画的に行なわれているのに対し、アンデス諸国では、時々の政権によって外資政策が大幅に変更され、接収や国有化に対し一貫性を欠くことが少なくない。A F P C や I T T や鉄道などの公共部門での米国企業の F D は石油産業と同様ラテンアメリカのほとんどの国で進んでおり、新たにそのような部門へ外国企業が進出できる見込みはほとんどない。A F P C については、1930 年代にすでに「受け入れ国政府との摩擦は枚挙のいとまがなかった」<sup>(65)</sup> といわれる状態であった。I T T については、電信電話設備についてはほとんどの国で接収や国有化に遭遇しており、I T T の多国籍活動は電信電話といった公共的色彩の濃い部門からホテルやレンタカーといった現地国との摩擦が少ないサービス部門等へ主力が移っている。

1960年代は先進資本主義国にとって順調な経済成長が達成された時期であり、米国の多国籍企業の世界各地への進出が活発に行なわれた時期でもあった。ラテンアメリカの米国企業に対する経済ナショナリズムもその時期が一番高揚した時期といってもよいであろう。その結晶ともいいくべきフェイド・アウト方式を盛り込んアンデス・コードは1971年より実施に移されている。しかし、1973年の石油危機とそれ以降の世界経済の停滞期に入るとラテンアメリカ諸国でも不況打開の手段として再び外資導入政策、あるいは、外資規制の緩和政策を探る国が多くなってきた<sup>(66)</sup>。

ラテンアメリカ各国で国有化の対象となっている石油産業にしても、膨大な資金を要しリスクキーな石油開発や探査には多国籍企業の活躍の場があるようだ。しかし、開発や探査が成功し事業が軌道にのってくると早晚国有化されることは避けられないことが多いので、この場合には事前の交渉<sup>(67)</sup> を十分行ない、あらかじめ将来の取り決めをはっきりさせておくことが肝要となろう。そして、将来の取り決めとしてはフェイド・アウト方式は有力な手段であろう。

ラテンアメリカにおける米国企業の Foreign Divestment～特にメキシコを中心～

ラテンアメリカ諸国が特に誘致希望の産業や国内産業の補完的分野では、たとえ石油産業その他の資源関連産業では国有化・現地化が積極的に進むとしても、民族資本を極度に圧迫しない範囲で外資導入政策が採られる可能性が強い。これは国内資本の不足分を補う目的と国内産業に刺激を与える目的からである。この場合には、アンデス諸国の立場から考えると、必ずしもフェイ・アウト方式にこだわらない方がよいのではなかろうか。というのも現在のアンデス・コードのようにすべての外資がフェイド・アウトすべきというのでは、そのような強い規制にもかかわらず流入してくる外資は非常に限られてしまうだろう。特に現在のようないくつかの世界経済が長期不況に陥っている時にはなおさらである。

アンデス・コードに比べると、メキシコの外資政策は重要産業はほとんど国有化しており、民族資本の育成分野では積極的に「メキシコ化」を推進し、外国企業のFDIを図る一方、米国との国境を接する地域やバハ・カリフォルニア半島などの低開発地域ではメキシコ政府がインセンティブを与え外資導入を積極的に行ない成果を上げているようだ。

米国の経営学者バクラノフは、「メキシコ化」政策が原因でメキシコの鉱業生産が他のラテンアメリカ諸国に比し伸びなかったことを理由に「メキシコ化」政策に批判的な立場をとっているが<sup>(68)</sup>、それは「メキシコ化」政策のある程度のコストと考えた方がよいのではなかろうか。というのもメキシコに比し鉱業生産の伸びが著しかったボリビアやペルーやチリでナショナリズムの高まりが著しく、政権は不安定で、米国企業の接收や国有化が多く行なわれたのである。メキシコの場合はそのような不安定な状態は戦後はみられず、産業分野を区分し、外国企業の導入、FDIをうまく使いわけており、結果として、米国企業を中心とする外国企業の流入は相変わらず多いのである。また、政治的には一党独裁ではあるが、ブラジルやアルゼンチンなどのように軍事政権ではなく、革命やクーデターも1917年以来経験していない。「メキシコ化」政策を中心とするメキシコの外資政策は他のラテンアメリカ諸国、特にアンデス諸国にとって示唆するものが多いのではないかろうか。

ラテンアメリカにおける米国企業の Foreign Divestment～特にメキシコを中心に～

注

- (1) Foreign Divestmentについての定義及び分類については、拙稿「Foreign Divestmentに関する一考察」『中央学院大学論叢』12巻1号(1977年6月), 166~167ページを参照されたい。
- (2) Mira Wilkins, *Maturing of Multinational Enterprise*, Harvard University Press, 1974, p. 375.
- (3) 1897年の米国の対外直接投資の推計累積額は、①メキシコ……2億ドル、②カナダ及びニューファンドランド島……1億6,000万ドル、③ヨーロッパ……1億3,100万ドル、であり、1908年には、①メキシコ……4億1,600万ドル、②カナダ及びニューファンドランド島……4億500万ドル、③ヨーロッパ……3億6,900万ドル、であった。Mira Wilkins, *The Emergence of Multinational Enterprise*, Harvard University Press, 1970. 江夏健一、米倉昭夫訳『多国籍企業の史的展開』ミネルヴァ書房、1973年、140ページ。
- (4) 『日本経済新聞』1972年、10月21日号。
- (5) Eric N. Baklanoff, *Expropriation of U.S. Investments in Cuba, Mexico, and Chile*, Praeger, 1975, p. 6.
- (6) Osvaldo Sunkel, "Big Business and Dependencia, A Latin American View", *Foreign Affairs* 50, No. 3 (April 1972) : 517.
- (7) Raymond Vernon, ed., *How Latin America views the U.S. Investor*, Praeger, 1966, p. 68.
- (8) CEMLA (Mexican-based Center for Latin American Monetary Studies)
- (9) Vernon, R. ed., op. cit., p. 50.
- (10) Simon G. Hanson, *Dollar Diplomacy Modern Style*, Inter-American Press, 1970, p. 43.
- (11) たとえば、ブラジルでは、1973年の売り上げ高順位20位までの企業のうち13までが外資系企業であった。水野一「ブラジルの外資政策」『世界経済評論』1975年、12月号、13ページ。
- (12) John F. Truitt, *Expropriation of Private Foreign Investment*, Bloomington, 1974, p. 158.
- (13) Ibid., p. 158.
- (14) Ibid., p. 157.
- (15) Baklanoff, E.N., op. cit., pp. 157~158.
- (16) 『ラテンアメリカ時報』1974年、5月1日号、22ページ。
- (17) 『日本経済新聞』1977年、9月26日号。

ラテンアメリカにおける米国企業の Foreign Divestment～特にメキシコを中心に～

- (18) 西川 潤『多国籍企業と第三世界』毎日新聞社, 1976年, 80ページ。及び三浦郁也「投資受入国の外資政策と環境の変化」坂本康実, その他著『日本企業の海外進出』東洋経済新報社, 1973年, 65ページ。
- (19) 中川信義「ラテンアメリカにおける多国籍企業」尾崎彥朔・奥村茂次編『多国籍企業と発展途上国』東京大学出版会, 1977年, 160ページ。
- (20) George M. Ingram, *Expropriation of U.S. Property in South America*, Praeger, 1974, p. 72.
- (21) 『ラテンアメリカ時報』1974年, 3月21日号, 3ページ。
- (22) Mira Wilkins, *The Maturing of Multinational Enterprise*, Harvard University Press, 1974, 江夏健一, 米倉昭夫訳『多国籍企業の成熟(上)』ミネルヴァ書房, 1976年, 267ページ。
- (23) Ingram, G.M., op. cit., pp. 125～126, p. 133.
- (24) 三浦郁也「同上」66ページ。
- (25) 『ラテンアメリカ時報』1973年, 2月1日号, 33ページ。
- (26) 『同上』1973年, 5月1日号, 29～30ページ。
- (27) M. ウィルキンズ『多国籍企業の成熟(上)』266ページ。
- (28) 『日本経済新聞』1977年, 1月4日号。
- (29) 『ラテンアメリカ時報』1976年, 2月11日号, 1～2ページ。
- (30) 『同上』1976年, 12月11日号, 17～18ページ。
- (31) M. ウィルキンズ『多国籍企業の史的展開』146ページ。
- (32) 『同上』140ページ。
- (33) M. ウィルキンズ『多国籍企業の成熟(上)』30ページ。
- (34) Howard Cline, *Mexico: Revolution to Evolution 1940～1960*, Oxford University Press, 1963, p. 20.
- (35) M. ウィルキンズ『多国籍企業の史的展開』145ページ。
- (36) ルラーレス (rulares)。一種の騎馬警備隊「平和を維持し, 反対者を粉砕するための強力な地方警察。……独裁者にとってこのルラーレスはゲシュタポとチェーカ (cheka) と近衛兵のすべての機能をひとつにしたものであった」『同上』145～146ページ。
- (37) 清水透「メキシコの国民経済と経済生活」松村清二郎編『ラテンアメリカの石油と経済』アジア経済研究所, 1970年, 169～170ページ。
- (38) 増田義郎『メキシコ革命』中央公論社, 1968年, 93ページ。
- (39) Raymond Vernon, *The Dilemma of Mexico's Development*, Harvard University Press, 1963, p. 44.

ラテンアメリカにおける米国企業の Foreign Divestment～特にメキシコを中心に～

- (40) 清水透「同上」170ページ。
- (41) M. ウィルキンズ『多国籍企業の史的展開』148ページ。
- (42) M. ウィルキンズ『同上』149ページ。
- (43) 増田義郎『同上』94ページ。
- (44) Vernon, R., op. cit., p. 43.
- (45) Ibid., p. 50.
- (46) Baklanoff, E.N., op. cit., p. 35.
- (47) M. ウィルキンズ『多国籍企業の史的展開』151ページ。
- (48) 松村清二郎「メキシコ石油産業の国有化とその背景」松村清二郎編『同上』103ページ。
- (49) 「同上」104ページ。
- (50) Baklanoff, E.N., op. cit., p. 50.
- (51) Ibid., p. 50.
- (52) 松村清二郎「同上」108ページ。
- (53) 「同上」108ページ。
- (54) 「同上」129ページ。
- (55) カランサ大統領（在任期間1915年～20年）の下で新憲法が公布された。この憲法は当時としては非常に進歩的であった。1857年の憲法がヨーロッパの自由主義的要素が強かったのに対し、新憲法ではメキシコの国情に合うよう強力な権限をもった中央集権的な行政政府が確立されている点が異なっている。注目すべき点は憲法27条でアシンデ制の廃止に基礎を与えることと国家資源の開発がメキシコ人もしくは法制上のメキシコのものとみなされる法人、団体によって行なわねばならぬと規制したこと及び第33条の「その存在を不適と判断するすべての外国人」に対して大統領は国外退去を命ずることができるという点である。「メキシコ合衆国憲法(1917年2月5日公布)」岡部広治編『メキシコ－経済と投資環境一』アジア経済研究所、1969年、381～382ページ。
- (56) 清水透「同上」182ページ。
- (57) Wright, H.K., op. cit., p. 71.
- (58) 大泉光一『メキシコの外資政策と多国籍企業の経営分析』科学新聞社、1976年、36ページ。
- (59) Baklanoff, E.N., op. cit., pp. 53～54.
- (60) 「國務省はドイツがメキシコの接收を支持し、メキシコを供給源として利用することを望まなかった。ヨーロッパでの戦争とアメリカ参戦の形勢がますます濃厚になるのに伴い、合衆国は自国の南部に同盟国側の友邦国をもちたくなかった、加えて戦時

ラテンアメリカにおける米国企業の Foreign Divestment～特にメキシコを中心に～

下では、アメリカもまたメキシコの石油を必要とした。そこで合衆国の政策としては(1)近隣友好圏としてひきとめ、(2)メキシコを同盟国側の勢力に押しやらないことであった。石油会社に対する配慮はこの場合二義的問題であった。」M. ウィルキンズ『多国籍企業の成熟(上)』273ページ。

- (61) Baklanoff, E.N., op. cit., p. 46.
- (62) 岡部広治編『同上』125～126ページ。
- (63) 大泉光一『同上』42～43ページ。
- (64) 『同上』139ページ。
- (65) M. ウィルキンズ『多国籍企業の成熟(上)』238ページ。
- (66) たとえば、1973年にボリビア政府が再び外資 (Gulf Union Oil) に石油開発を許可しているし、1975年9月のO A S (米州機構) のオルフィラ事務総長の次の発言などもラテンアメリカ諸国の外資政策を代弁しているものと考えられる。「多くの多国籍企業がラテンアメリカ地域への関心を失なって東南アジアに目を向けていた時代は過ぎ去って、今まで投資の関心、特に米国企業の関心がラテンアメリカに向けられる時代が始まっている」『ラテンアメリカ時報』1975年10月1日号、3ページ。また、1977年2月14日にはアンデス・コードの外資の利益送金の最高限度が14%から10%へ改正された『日本経済新聞』1977年2月19日号。
- (67) 発展途上国と多国籍企業の交渉を通しての摩擦解消策のひとつとして International Business Negotiations の応用が考えられる。拙稿「貿易政策としての International Business Negotiations」『青山社会科学紀要』6巻2号(1978年3月) 89～103ページを参照されたい。
- (68) Baklanoff, E.N., op. cit., pp. 56～57.